

令和8年度山形県事業承継・引継ぎ支援事業における  
専門家派遣業務実施要綱

1 目的

令和8年度山形県事業承継・引継ぎ支援事業における専門家派遣業務は、山形県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）が、事業承継に向けた課題を有する県内中小企業者に対し、中小企業診断士、税理士、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識と経験を有する外部専門家（以下「専門家」という。）を派遣し、適切な指導・助言等を行うことにより課題解決を図り、円滑な事業承継の促進に寄与することを目的とする。

2 業務内容

(1) 事業承継計画策定支援

親族内承継又は役員・従業員承継に関する支援ニーズがあり、かつ、事業承継計画の策定を相談者が希望し、統括責任者又は承継コーディネーター（以下「統括責任者等」という。）が専門家派遣による支援が必要と判断した場合、センターは専門家を派遣し、事業承継計画策定支援を行うことができる。

(2) 法務対応支援

第三者承継（M&A）の実施に関する支援ニーズがあり、かつ、契約等法務の支援を相談者が希望し、統括責任者が専門家派遣による支援が必要と判断した場合、センターは専門家を派遣し、契約書の審査・作成等の支援を行うことができる。

3 専門家リストへの掲載

専門家は次の条件を満たし、センターが適任と判断した場合にセンター専門家リストへ掲載する。

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、その他公的資格を有する者
- (2) (1) に準じる能力を有する者
- (3) 「専門家登録にかかる申込書」（共 書式2）をセンターに提出していること。

4 費用負担

専門家の費用負担は、1先につき5回までとし、総額で25万円（税抜き、旅費込み）を上限とする。5回を超える場合については、その全額を相談者の自己負担とする。

6 専門家の活用

センターは、専門家は複数の候補先から選定し、同一人に集中しないように努める。

7 専門家の服務

(1) 守秘義務

専門家は、本業務により知り得た相談者の情報等を外部あるいは第三者に漏らし、あるいはこれを自己の利益のために利用してはならない。

(2) センターは、専門家（候補の場合も含む）が次の各号の一に該当する場合は、当該専門家を派遣しないものとする。

- ① 本業務の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められた場合
- ② 登録申込書の記載内容に虚偽があることが判明した場合
- ③ 虚偽の報告をしたことが判明した場合
- ④ 法令に反する行為を行ったと認められる場合
- ⑤ センター等又は専門家派遣業務の信用を著しく傷つけ、またはその恐れがあると認められる場合
- ⑥ その他、本業務の専門家として適格性を欠くと認められる場合

## 8 その他

本業務の実施方法等については、別途定める。

## 付 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。